⑤　米の需給安定・経営安定のための施策

米の需給安定・米生産者の経営安定に関する主要な政策ツール

○ 米の需要が減少する中、需要に応じた主食用米の作付けを行うとともに、麦、大豆等の本作化を進める。

○ また、産地において、あらかじめ積立てを行い、自主的に需給の安定に向けて、長期計画的な販売や海外用など主食用米の他用途への販売を行う取組に対しても支援。

○ 米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応。

○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

1. 戦略作物助成	水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援
2. 産地交付金	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援
3. 都道府県連携型助成	都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援
4. 畑地化促進助成	水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。
また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組	主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は、追加的に支援）
2. 海外向けの販売促進等の取組	主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
3. 業務用向け等の販売促進等の取組	主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
4. 非主食用への販売の取組	主食用米を非主食用へ販売する取組

○ 収入減少のためのセーフティネット

収入保険（青色申告者が対象）　米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。
農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します（保険料の50%、積立金の75%を国庫補助）。

ナラシ対策（認定農業者等が対象）当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積みたてた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

令和８年産水田活用予算の全体像

○　令和８年度当初予算と令和７年度補正予算を合わせ、令和８年産における作付転換支援や畑地化に対応可能な予算総額を確保。

	令和７年度補正予算	令和８年度当初予算（概算決定）
畑地化支援	**④ 畑地化促進事業** （畑地化の取組等への支援） 195億円【R7補正】	**①水田活用の直接支払交付金** 2,612億円【R8当初】
畑作物産地形成	**③ 畑作物産地形成促進事業** 135億円 【Ｒ７補正】 ＜対象作物＞麦・大豆、高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし	**②コメ新市場開拓等促進事業** 140億円【R8当初】 ＜対象作物＞新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米、酒造好適米
麦大豆	⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策　50億円【R7補正】 ＋ 0.4億円【R8当初】	

＜関連予算＞

・乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等
　617億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
　80億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R7補正】
＋ 217億円（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
　120億円（強い農業づくり総合支援交付金）【R8当初】

・米粉の利用拡大支援　20億円（米粉需要創出・利用促進対策事業）【R7補正】

・国産飼料の生産・利用拡大
　154億円（所要額）【R7補正】＋18億円の内数【R8当初】
　（国産飼料生産・利用拡大緊急対策、飼料備蓄・増産流通合理化事業）

・機械・施設等の導入支援
　617億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
　80億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R7補正】
＋ 217億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
　120億円の内数（強い農業づくり総合支援交付金）【R8当初】

・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備
　2,265億円の内数【R7補正】＋3,596億円の内数【R8当初】（農業農村整備事業等）

・中山間地域等に対する支援　30億円の内数【R7補正】＋70億円の内数【R8当初】
　（農山漁村振興交付金等）

令和８年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【 令和７年産 】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

○戦略作物助成、産地交付金など
・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
・新市場開拓用米の複数年契約※： １万円/10a
※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象　など
○畑地化促進助成　※ ①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
①畑地化支援　②定着促進支援
③産地づくり体制構築等支援　④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【R6補正】

○畑地化支援 ：10.5万円/10a
○定着促進支援 ：2.0(3.0※)万円/10a×５年間　※ 加工・業務用野菜等
○産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援：１協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援　：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【R6補正】

・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
・支援単価：４万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a ）

コメ新市場開拓等促進事業【R7当初】

・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種）

・支援単価：①４万円/10a、②３万円/10a、③９万円/10a

【 令和８年産 】

水田活用の直接支払交付金【R8当初】

○戦略作物助成、産地交付金など
・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価6.5万円（収量に応じて5.5～7.5万円/10a）
・新市場開拓用米の複数年契約※： １万円/10a
※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象　など
○畑地化促進助成　※ ①～③はR7補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
①畑地化支援　②定着促進支援
③産地づくり体制構築等支援　④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【R7補正】

○畑地化支援 ：7.0万円/10a
○定着促進支援 ：2.0(3.0※)万円/10a×５年間　※ 加工・業務用野菜等
○産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援：１協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援　：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【R7補正】

・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
・支援単価：４万円/10a

コメ新市場開拓等促進事業【R8当初】

・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種の限定を外し、対象品種を拡大）、
④酒造好適米
・支援単価：①４万円/10a※、②３万円/10a※、③９万円/10a※、
④取組年数に応じて最大３万円/10a（１年あたり１万円×最大３年間）
※ 多収品種を作付けする場合は0.5万円/10aを加算
・その他　：取組メニューに「高温耐性品種の作付け」を追加

○ 水田活用の直接支払交付金等

令和８年度予算概算決定額　275,200百万円（前年度 287,000百万円）

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**、**産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組**、**畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha［令和５年度］→麦32.8万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）
○ 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t［令和５年度］ → 818万t［令和12年度まで］）
○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

１．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稲、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

２．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

３．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

４．畑地化促進助成

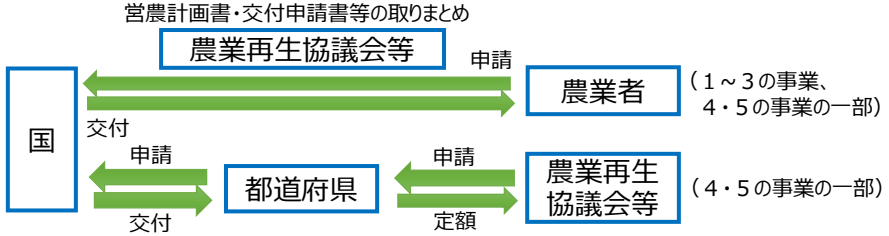
水田を畑として利用し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

５．コメ新市場開拓等促進事業　14,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の**生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。※７

※７　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

戦略作物助成

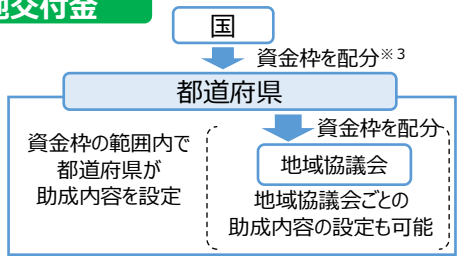
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
加工用米	２万円/10a
WCS用稲	８万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- 5年水張りルールについては、令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

※１：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a
※２：飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	２万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（３年以上の新規契約を対象に令和８年度に配分）	１万円/10a

※３：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※４：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成（令和７年度補正予算と併せて実施）

① **畑地化支援※5**：７万円/10a
② **定着促進支援※5**（①とセット）：２万円（３万円※6）/10a×５年間
または10万円（15万円※6）/10a（一括）
③ **産地づくり体制構築等支援**
④ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）

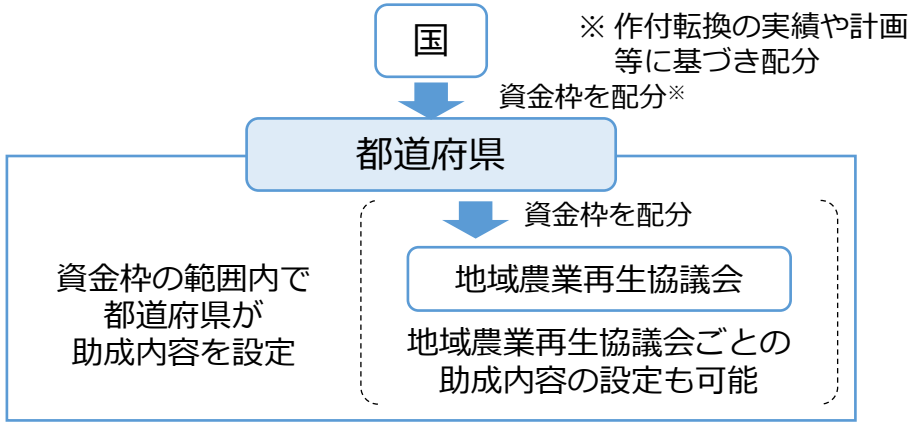
※５：対象作物は麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等
※６：加工業務用野菜等の場合

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）

産地交付金の活用による戦略作物の本作化

○　現行の産地交付金は、都道府県や地域農業再生協議会が策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援。
○　各都道府県においては、国から配分される資金枠の範囲内で助成内容（対象作物・単価等）を設定。
○　本交付金の活用により、産地では、地域課題に応じて生産性の向上や担い手の確保などの支援を設定し、効果的な取組を実施しているところも見られる。

産地交付金の配分イメージ



メリハリをつけた支援単価の設定

○非主食用米の取組を維持・拡大に向け、**県設定単価を見直し**する事例も存在

N県協議会の例

令和６年産	
①加工用米	0.6万円/10a
②新市場開拓用米	0.6万円/10a
③高収益作物	2.5万円/10a
④WCS用稲	0.5万円/10a

▶

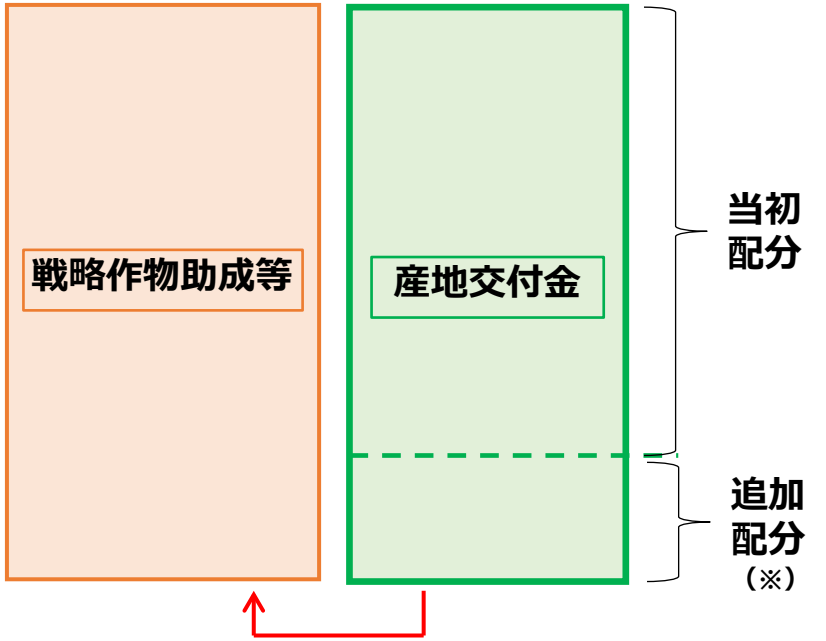
令和７年産	
①加工用米	**1.0万円/10a**
②新市場開拓用米	**1.0万円/10a**
③米粉用米	**1.0万円/10a**
④WCS用稲	0.5万円/10a

令和８年度における産地交付金の配分の考え方について

○　令和８年度の産地交付金の**当初配分**は、「各都道府県の前年度の当初配分額」を基本的に維持。
（ただし、畑地化した分の面積については、減額調整を実施）

○　追加配分において、①そば・なたね等の「**地域の取組に応じた配分**」を行い、②戦略作物の作付が拡大した際には残余の一部を戦略作物助成の支払いに充当し、③「令和８年度に畑地化の取組を行った面積を考慮した調整」を全て行った上でもなお財源がある場合、**留保分の配分**を行う。さらに財源がある場合、**各都道府県や地域における魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援**を行う。

産地交付金の仕組み（イメージ）



戦略作物助成が不足する場合には、
追加配分の一部を充当

（※）
・地域の取組に応じた配分
・留保分の配分
・魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援

令和８年度の配分方法

１．当初配分（令和８年２月に内報、予算成立後に配分）

・　「各都道府県の前年度の当初配分額」を基本的に維持。
（ただし、「令和７年産に畑地化の取組を行った面積」についての減額調整を実施）

２．追加配分（令和８年10月下旬頃に配分）

▶　以下の**地域の取組に応じた配分**を実施

①そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物（2.0万円/10a）

②新市場開拓用米の複数年契約（1.0万円/10a）
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

・「令和８年産の畑地化面積」についての調整

▶　上記の支払い及び調整並びに戦略作物助成の支払いを行った上で、なお財源のある場合には、**留保分の配分**を実施。

▶　さらに財源がある場合、「**各都道府県や地域における魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援**」に向けた配分を実施。（詳細別紙）

「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」に向けた産地交付金の配分について

○　令和８年度の産地交付金の配分に当たっては、**当初配分**、**地域の取組に応じた配分**、（財源がある場合に実施する）**留保分の配分**を行っても**なお、財源がある場合、「各都道府県や地域における魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」（特別支援）への配分を行う**。

目的

産地交付金は、その活用により、地域の特色をいかした魅力ある産地を形成していくことが重要。他方で、地域によっては、将来に向かった明確なビジョンが明確に定められていないなどの課題も存在。このため、新たにビジョンを描く取組を一層サポートし、その取組成果を応援する観点から、さらなる配分を検討。

産地化への取組（例）

①中山間地域において、地域計画のブラッシュアップを行いつつ、当該産地の品目の生産を拡大（産地化）する取組
②都道府県や地域が産地化に取り組む品目について、実需者ニーズに即した生産拡大、品質向上、低コスト化等する取組
③海外市場の開拓を進めている品目について、拡大する海外需要に対応した生産拡大、低コスト化等する取組
④米粉用米・麦・大豆等の実需者の求める品種への切り替え等する取組

※　水田収益力強化ビジョンにおいて、上記の例にあげたような取組について、その内容及び目標を定めるとともに、都道府県が主導し、地域農業再生協議会と連携の上、翌年度に取組の結果の検証と改善を行うことを要件とする。

※　これらの取組に限るものではなく、各都道府県や地域の地域の特色をいかした魅力ある産地の拡大・発展の取組に向け、柔軟にご活用ください。

配分方法

予算の範囲内において、上記の取組例等により産地化が進む作物の作付面積の拡大等に応じて、さらに追加で配分。

あくまで財源がある場合に実施するものであることにご留意ください。

令和６年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○　令和６年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和６年産～８年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和６年産	令和７年産	令和８年産
一般品種	・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価　7.5万円/10a) or ・ 単価7.5万円/10a	・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価　7.0万円/10a) or ・ 単価7.0万円/10a	・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価　6.5万円/10a) or ・ 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10ａ（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

○　水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。

○　しかしながら、**飼料作物**及び**WCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する**基準が明確でない**ため、**捨てづくりを防止する観点から、令和７年産から、自然災害等の場合を除き、**基準単収の**１／２に満たない場合、交付金を支払わない**こととする。

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 **米粉用米**	**標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合**に交付対象外（H26～）
加工用米 **新市場開拓用米**	**当初契約数量の８割に満たない場合**に交付対象外（H24～）
麦・大豆	**基準単収値の２分の１に満たない場合**に交付対象外（R6～）
飼料作物 **WCS用稲**	**基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合**に交付対象外 ↳ **捨てづくりを防止する観点から、令和７年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収※の１／２に満たない場合、交付金を支払わない。**

※会計検査院からの指摘を受け、令和６年産より県農業再生協議会等において設定

水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）に係る会計検査院からの指摘事項等について

○　水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）について、令和７年度会計検査の対象となっており、北海道・東北において農業再生協議会に対して実地検査が行われてきたところ。

○　当該検査を踏まえ、同交付金に対して、令和７年度会計検査の処置要求が行われ、当省としては、以下のとおり適切に対応する方針。

【会検からの指摘事項（抜粋）】

（改善を必要とする事態）

水活交付金事業について、同一ほ場に対して２年連続で多年生牧草を播種する際に、協議会において播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用している事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（会計検査院による改善の処置要求）

ア　同一ほ場に対して２年連続で多年生牧草を播種する**交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、**協議会において交付申請書を確認する際等に**播種の妥当性を確認することを実施要綱に明記する**こと。また、**播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を実施要綱等において定める**こと

イ　アを踏まえて、**播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を協議会に対して検討して定めるよう指導**するとともに、その**具体的な方法等の整備状況を確認**し、その**結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行う**こととすること

【当省の対応方針】

アについて

①　**実施要綱**において、２年目連続播種の**妥当性の確認が必要である旨を規定。**

②　**通知及びＱＡ**により地域再生協議会が**妥当性を判断する際の具体的な確認項目について例示・周知。**

イについて

①　ＱＡ等に基づき**妥当性の判断・確認のために必要となる具体的な方法を協議会で検討し定める**よう、指導。

② 各協議会がＱＡ等に示した**趣旨に沿った形で設定しているのかについて、各農政局が確認**する。

多年生牧草の「播種有り単価」とは「播種から収穫までを行う場合の単価（3.5万円/10a）」を、また、「播種無し単価」とは「播種をせずに収穫のみを行う場合の単価（１万円/10a）」として会検で定義。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28.4　予算執行調査の開始

○ H28.6　予算執行調査の結果公表

- 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔（けいはん）





交付対象となっていた水田
（畦畔はない）

○ H29.1　H29年度における見直し

- 交付対象水田から除く農地の基準を設定
  - ①　湛水設備（畦畔等）を有しない農地
  - ②　用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地

⇒　要綱に反映（H29.4月1日付け政策統括官通知）

○ R3.12　R3.12に決定した方針

- 現行ルールの再徹底
- 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後５年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール
（要綱の抜粋）

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

・現況において非農地に転用された土地

・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地

・畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの

①たん水設備（畦畔等）を有しない農地

②用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔令和３年12月に決定した方針〕

・５年間に一度も水張り（水稲作付）※が行われていない農地

※「今後５年間に一度も水張り、すなわち水稲の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

（令和３年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

５年水張りルールの具体化

〔令和４年秋に具体化された内容〕

・５年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕
・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

・ただし、以下に該当するものは、５年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

・水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。

・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

① 湛水管理を１か月以上行う

② 連作障害による収量低下が発生していない

※ ５年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

第４　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅰ 我が国の食料供給

１ 国内の食料供給

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

現行水活の令和７年・８年の対応について

（１）水田政策の見直し

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）【抄】

水田政策を、令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※　現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

● **経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表**

改　正　後	改　正　前
（別紙１） 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2　交付対象水田の範囲 （１）　前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③　（略） ④　令和９年度以降、過去５年間連続して水稲の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ　（略） なお、次のいずれかに該当する場合は、水稲の作付けが行われたものとみなします。 ア　たん水管理を１か月以上実施したことが確認できること イ　令和７年度又は令和８年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること	（別紙１） 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2　交付対象水田の範囲 （１）　前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③　（略） ④　令和９年度以降、過去５年間連続して水稲の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ　（略） なお、次の全てに該当する場合は、水稲の作付けが行われたものとみなします。 ア　たん水管理を１か月以上実施したことが確認できること イ　連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

○ コメ新市場開拓等促進事業

令和８年度予算概算決定額　14,000百万円（前年度 11,000百万円）

＜対策のポイント＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。

＜事業目標＞

○　実需者との結び付きの下で、ニーズに応じた生産を行う産地の育成・強化
○　米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t［令和５年度］ → 818万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援

14,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

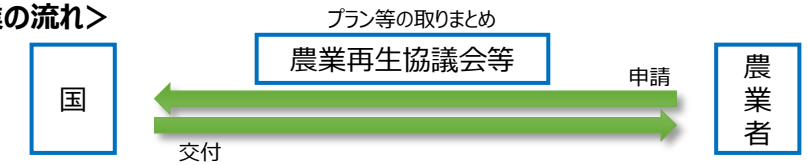
① **対象作物：**令和８年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

② **交付単価：**
- **新市場開拓用米**　**４万円/10a**
- **加工用米**　**３万円/10a**
- **米粉用米**　**９万円/10a**
- **酒造好適米**　**取組年数に応じて最大３万円/10a**※５

③ **採択基準：**取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

＜留意事項＞
※１　令和８年産の基幹作が対象です。
※２　農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
※３　本支援の対象となった面積は、令和８年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
※４　予算額のうち、50百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
※５　酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「１年あたり１万円/10a×最大３年間」を令和８年度に一括で支援します。
※６　都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します。（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入


［例］スマート農業機器の活用


直播栽培


土壌診断に基づく施肥

酒造好適米への支援

（品種の例）
・山田錦
・五百万石
・美山錦
・雄町　等



山田錦


（参考）コシヒカリ

（要件１）
①農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
②集荷業者を挟む場合には、
・一定のまとまりを持ったは場において生産されること、もしくは、
・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

（要件２）
３年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

○ 畑作物産地形成促進事業

令和７年度補正予算額　13,500百万円

＜対策のポイント＞
輸入依存度の高い国産需要のある作物の生産を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、**実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。

＜事業目標＞
○　実需者との結びつきの下で、ニーズに応じた畑作物の生産を行う産地の育成・強化
○　麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16ha［令和５年度］→ 麦32.8万ha、大豆17ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

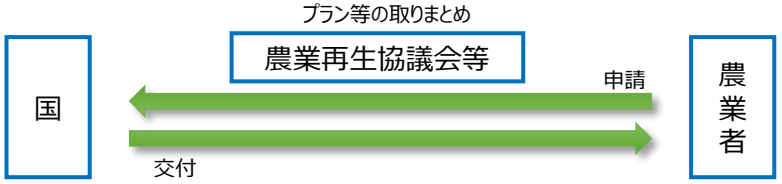
実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援　　**13,500百万円**

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

① **対象作物**：令和８年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
② **交付単価**：**４万円／10a**
③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

＜留意事項＞
※１　令和８年産の基幹作が対象です。
※２　農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
※３　麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
※４　本支援の対象となった面積は、令和８年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
※５　予算額のうち、40百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

畑作物の導入・定着に向けた取組





［例］　排水対策（暗渠）　　土層改良（客土）　　傾斜均平

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入





［例］スマート農業機器の活用　　大豆300A技術（不耕起播種栽培など）　　土壌診断に基づく土づくり

［お問い合わせ先］　農産局企画課　　（03-3597-0191）

○ 畑地化促進事業

令和７年度補正予算額　19,457百万円

＜対策のポイント＞
水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、**畑利用への円滑な移行**を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、**生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）**を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、**関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担**（土地改良区の地区除外決済金等）**等に要する経費を支援**します。

＜事業目標＞
麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha［令和５年度まで］→麦32.8万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．畑地化支援

水田を畑として利用し、**畑作物**（麦、大豆、飼料作物（牧草等）子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の**本作化に取り組む農業者を支援**します。

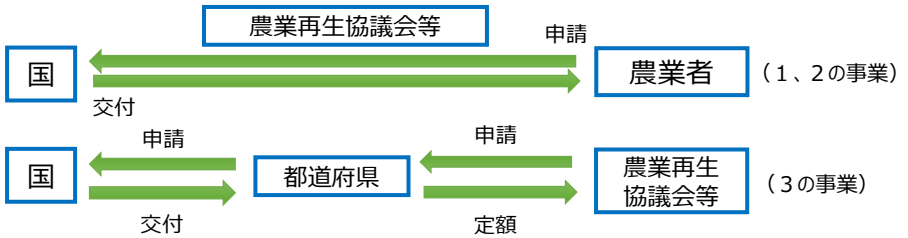
２．定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を**５年間、継続的に支援**します。

３．産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞　営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



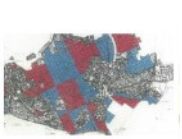
留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（令和８年産単価）	2 定着促進支援（令和８年産単価）
畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）	7万円/10a	・2.0（3.0※）万円/10a　×５年間 または ・10.0（15.0※）万円/10a（一括） 〔※　加工・業務用野菜等の場合〕

産地づくり体制構築等支援





①　産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
（定額（１協議会当たり上限300万円））

※　**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

②　土地改良区決済金等支援

令和８年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援
（定額（上限25万円/10a））

[お問い合わせ先]　農産局企画課（03-3597-0191）

○水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞
高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞
水田における高収益作物の導入・定着

＜事業の内容＞

１．技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。
① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
③ 水田への果樹の新植や、産地の構造の転換に向けた省力樹形・作業機械等の導入による生産供給モデルの実証等

２．高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
① **高収益作物による畑地化**（７万円/10a）
② 高収益作物の**導入・定着**（２万円（３万円※）/10a×５年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
③ **子実用とうもろこしの作付け**（１万円/10a）
※ 加工・業務用野菜等の場合

３．生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。
① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

[お問い合わせ先]

（１①の事業）	畜産局飼料課	（03-3502-5993）
（１①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-3501-4096）
（１②の事業）	経営局経営政策課	（03-3502-6444）
（１③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）
（２の事業）	農産局企画課※	（03-3597-0191）
（３の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）

※プロジェクトの窓口を担当

＜事業イメージ＞

水田農業高収益化推進計画（都道府県）
○ 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
○ 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
・活用予定の国の支援策や実施地区
・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク　等

支援後も計画の実現をフォローアップ
承認・支援
策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

１．技術・機械等の導入支援
①：時代を拓く園芸産地づくり支援（３億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（120億円の内数）、農地利用効率化等支援事業（11億円の内数）
③：果樹農業生産力増強総合対策（56億円の内数）

２．高収益作物の導入・定着支援
・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,612億円の内数）

３．生産基盤の整備
・農業農村整備事業（3,365億円の内数）、畑作等促進整備事業（29億円）、農地耕作条件改善事業（203億円の内数）

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業　のうち

米穀需給変化対応事業

令和９年度予算概算要求額　550百万円（前年度550百万円）

＜対策のポイント＞

米の需給変化に即応し、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の安定供給を実現するため、流通事業者が策定する加工用米等の需給安定計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援します。

＜事業目標＞

加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の安定的な供給体制の強化

＜事業の内容＞

１．需給の変化に即した加工用米等の供給体制の構築

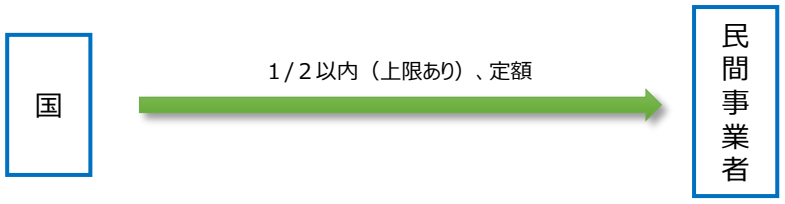
加工用米等の**需給安定計画**※１**を策定した流通事業者**が、各年の需給状況に対応しながら、**中長期的に加工用米等の安定的な販売**を行うために、翌年以降※２に販売することを念頭に置いた**加工用米等の保管経費等**を支援します。

① 対象作物　　：加工用米・新市場開拓用米・米粉用米
② 補助率　　：1/2以内（上限あり）
③ 支援対象経費：保管経費、集約経費（運送経費を含む）

２．連携体制の構築

流通事業者等の関係者の参画のもとで行う、加工用米等の**需給安定計画の策定**、**生産・販売戦略の検討**、**取組に必要な調査**等を支援します（定額）。

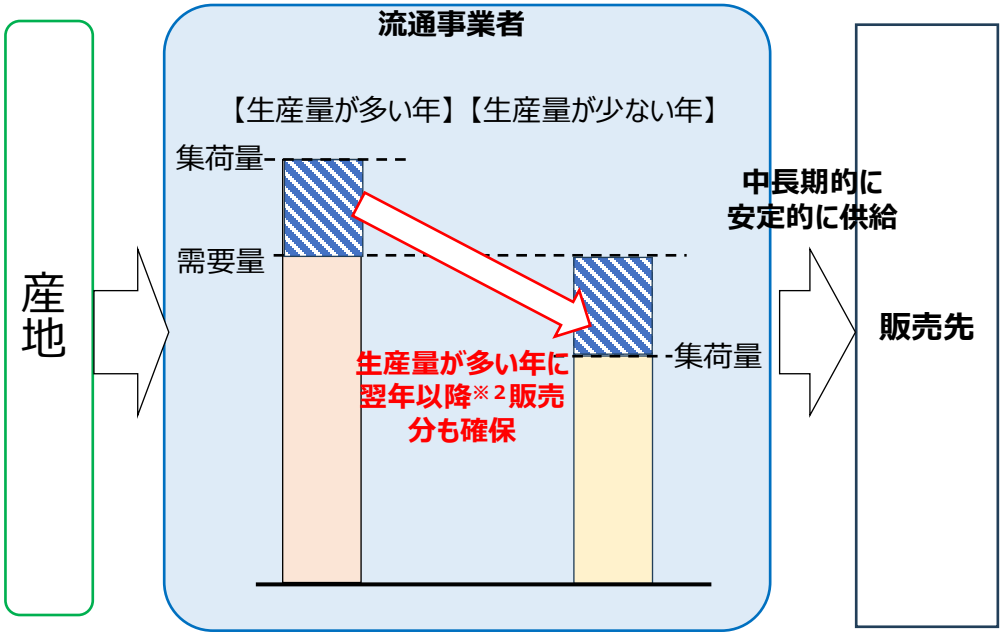
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

※１　需給安定計画

✓ 流通事業者が策定する、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米に関して、需給状況の変化に即した供給を行うために必要な取組内容、目標等を盛り込んだ計画



※２　翌年11月以降

［お問い合わせ先］　農産局企画課　（03-3597-0191）

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和９年度予算概算要求額　7,705百万円（前年度 5,000百万円）

＜対策のポイント＞

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

＜事業目標＞

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

＜事業の主な内容＞

１．周年供給・需要拡大支援（産地事業）

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

① 主食用米を**翌年から翌々年以降に長期計画的に販売**する取組
（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
② 主食用米を**海外向けに販売する際の商品開発、販売促進**等の取組
③ 主食用米を**業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進**等の取組
④ 主食用米を**非主食用へ販売**する取組

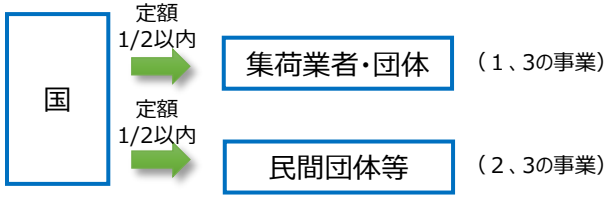
２．業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援（全国事業）

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組**等を支援します。

３．民間備蓄実証事業

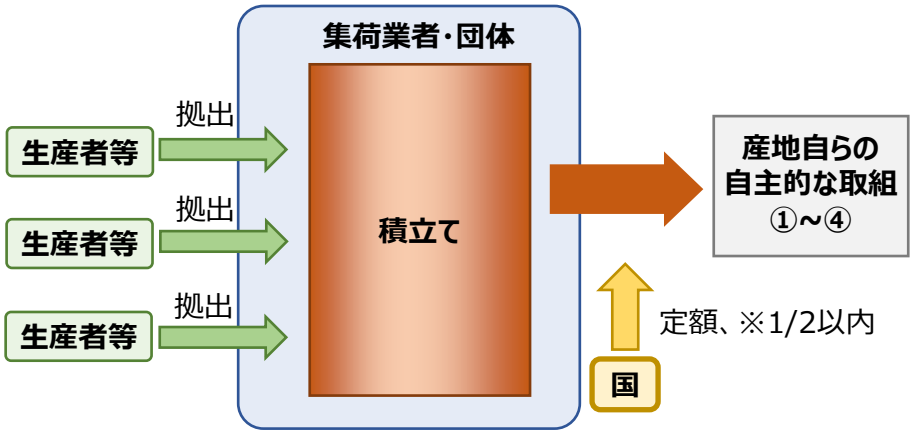
民間備蓄の本格導入に向けた運用を検討するために**令和８年度の実証で判明した課題を解決するための実証的な取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

１．周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

２．業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



主食用米の需給安定の考え方について

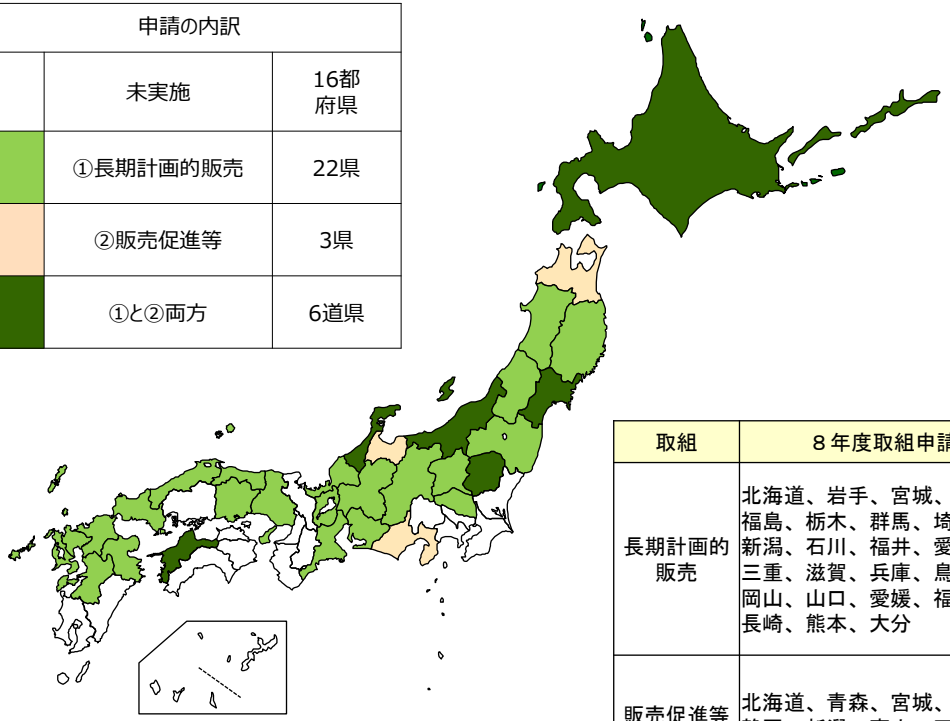
○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業は、「需要に応じた生産を行ってもなお、豊作等の影響等により、必要な場合」に、**主食用米を長期計画的に販売する取組等を生産者等が自主的に実施するための支援措置**を平成27年度から創設。この支援措置を活用して、**過剰分を長期に販売することで、主食用米の需給の安定を図っていく**ことが重要。
（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和８年度予算額：50億円）

○ 令和８年度の各産地の**長期計画的販売の取組状況については、28道県において32万トンが申請。**

○ 令和８年度から追加実施した**民間備蓄実証事業は、公募数量５万トンに対して6.1万トンの申請があり、これを全量実施。**

令和８年度米穀周年供給・需要拡大支援事業に取り組んでいる産地

申請の内訳		
	未実施	16都府県
	①長期計画的販売	22県
	②販売促進等	3県
	①と②両方	6道県



取組	８年度取組申請産地
長期計画的販売	北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、長野、新潟、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
販売促進等	北海道、青森、宮城、栃木、静岡、新潟、富山、石川、愛媛

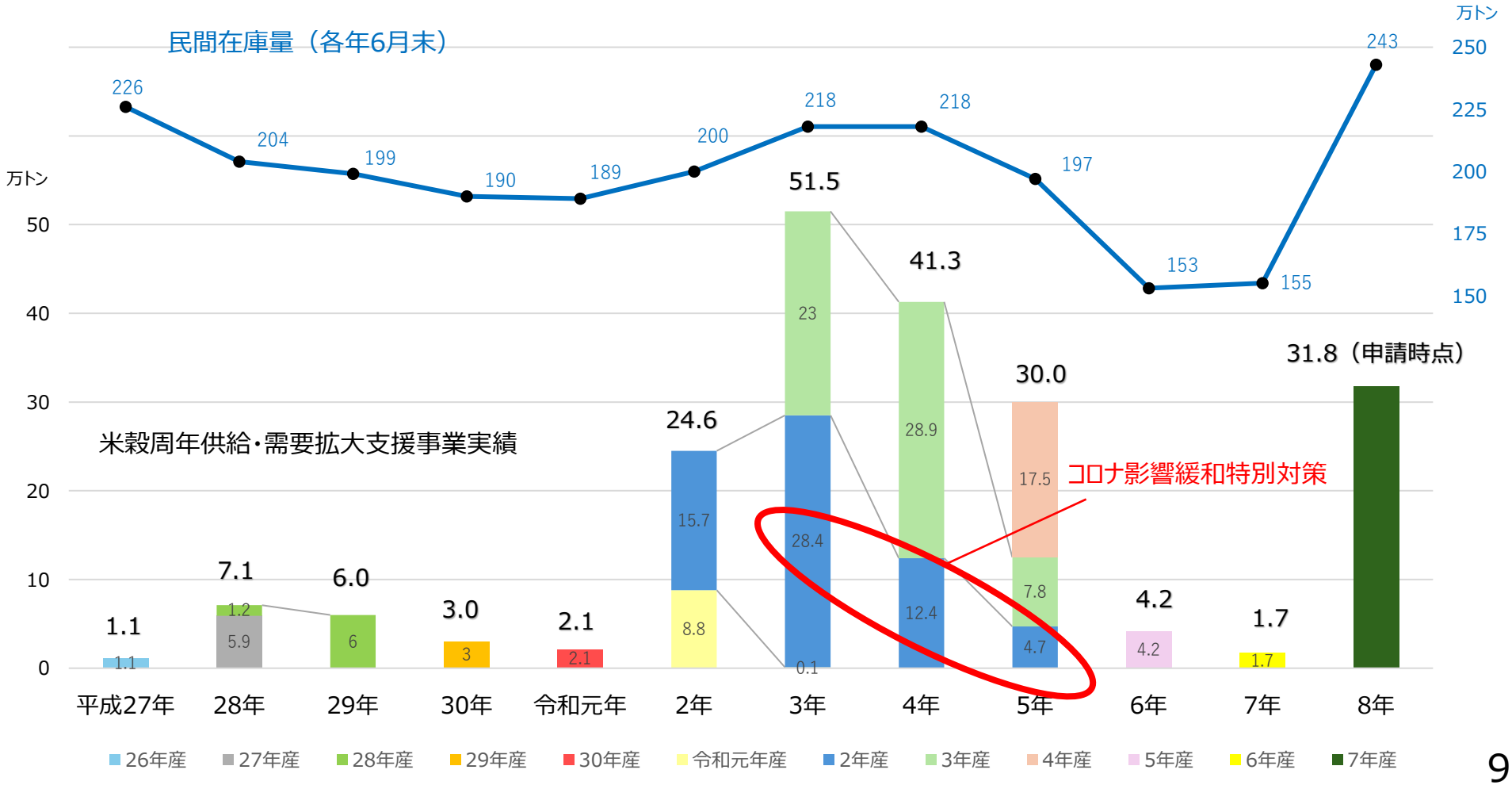
令和８年度民間備蓄実証の申請状況

業態	事業者数	公募数量	申請数量
集荷業者	2	３．０万トン	３．０万トン
卸売業者	7	１．５万トン	２．６万トン
需要者とのコンソーシアム	2	０．５万トン	０．５万トン

米穀周年供給・需要拡大支援事業の実績

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食需要を中心に需要が減少し、需給環境の悪化がみられたため、令和３年度から５年度までの間、米穀周年供給・需要拡大支援事業に加え、令和３年度補正によるコロナ影響緩和特別対策を実施したところ。

○ 民間在庫量が多くなる年には、米穀周年供給・需要拡大支援事業が活用されているところ。

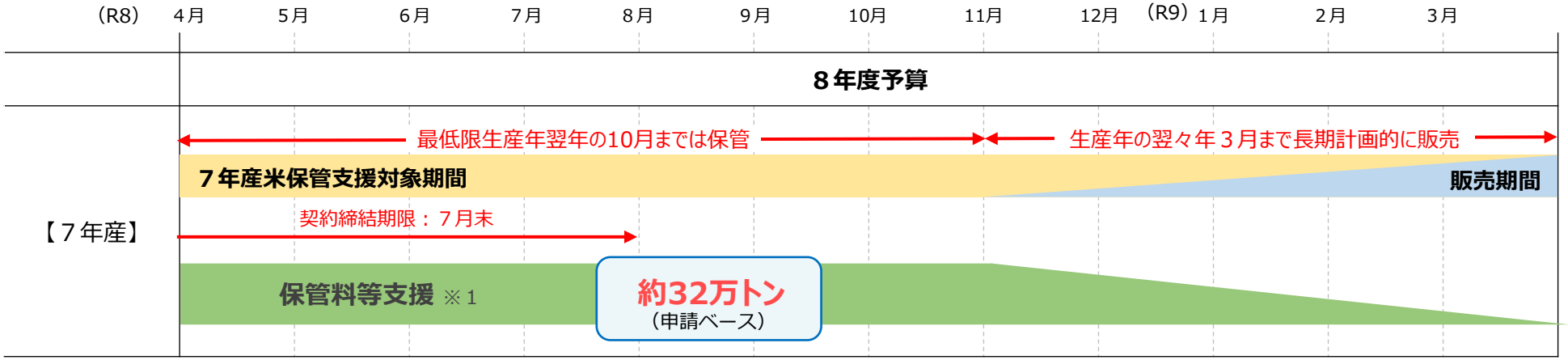


令和８年度の保管料支援のイメージ（米穀周年供給・需要拡大支援事業）

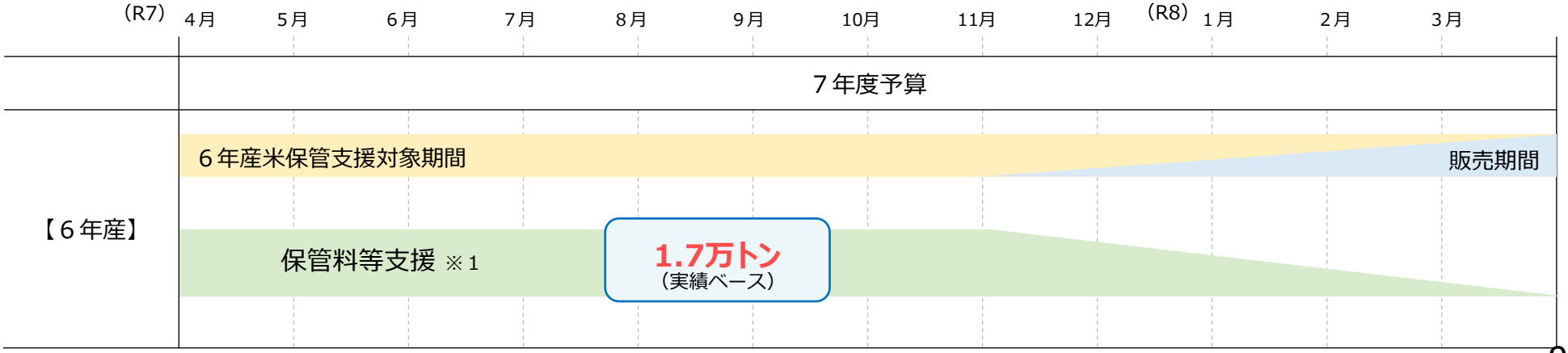
○ 令和８年度の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の長期計画的な販売の取組については、28道県から７年産約32万トンが申請。

○ なお、令和７年度の６年産取組支援数量は1.7万トンとなった。

令和８年度保管経費等の支援イメージ



（参考）令和７年度保管経費等の支援イメージ



※1 保管料等の支援対象経費（保管料：米穀の保管経費、金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息、集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費）

米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 • 需要者と連携した生産年の翌年１１月以降の長期計画的な販売 【海外向けの販売促進等の取組】 • 海外向け北海道米ＰＲパンフレットの作成配布 【業務用向け等の販売促進等の取組】 • 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のＰＲ • 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 • 需要者と連携した生産年の翌年１１月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等の販売促進等の取組】 • 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のＰＲ • 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 • 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【長期計画的な販売の取組】 • 需要者と連携した生産年の翌年１１月以降の長期計画的な販売 【海外向けの販売促進等の取組】 • 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」ＰＲキャンペーンの開催 【業務用向け等の販売促進等の取組】 • 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のＰＲ • 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 • 需要者と連携した生産年の翌年１１月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等の販売促進等の取組】 • 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のＰＲ • ＪＲエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 • インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 • 需要者と連携した生産年の翌年１１月以降の長期計画的な販売 【海外向けの販売促進等の取組】 • 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【業務用向け等の販売促進等の取組】 • 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のＰＲ • 毎月２日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

農業再生協議会について

○ 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。

○ 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、現地確認における衛星画像等の活用など、農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）
- **ＪＡ等の生産出荷団体**
- **農業会議**
- **担い手農業者組織**
- **行政 など**

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）
- **ＪＡ等の生産出荷団体**
- **農業委員会**
- **担い手農家**
- **行政 など**

国の補助事業により支援

【役割】
- **水田収益力強化ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知**
- **地域の各作物の作付・需要動向把握**
- **経営所得安定対策等交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）**
- **経営所得安定対策等の推進**
- **業務効率化の取組**
  （例：現地確認における衛星画像・ドローン等の活用）
  など

○ 収入保険制度の実施

令和８年度予算概算決定額　28,996百万円（前年度 39,924百万円）

＜対策のポイント＞
品目の枠にとらわれずに、**農業経営者ごとの収入全体**を見て、**自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補塡**する**収入保険制度**を実施します。

＜事業目標＞
○ 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
○ 保険金及び特約補塡金の支払を１ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

１．農業経営収入保険料・特約補塡金の国庫負担

25,900百万円（前年度 36,887百万円）

① **農業経営収入保険料国庫負担金**
保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。

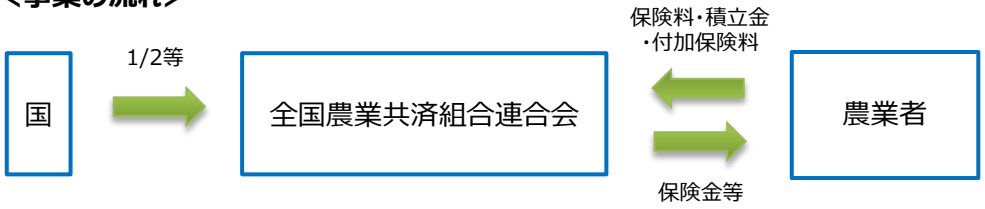
② **農業経営収入保険特約補塡金造成費交付金**
積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の３倍に相当する金額を国が負担**します。

２．農業経営収入保険に係る事務費

3,096百万円（前年度 3,036百万円）

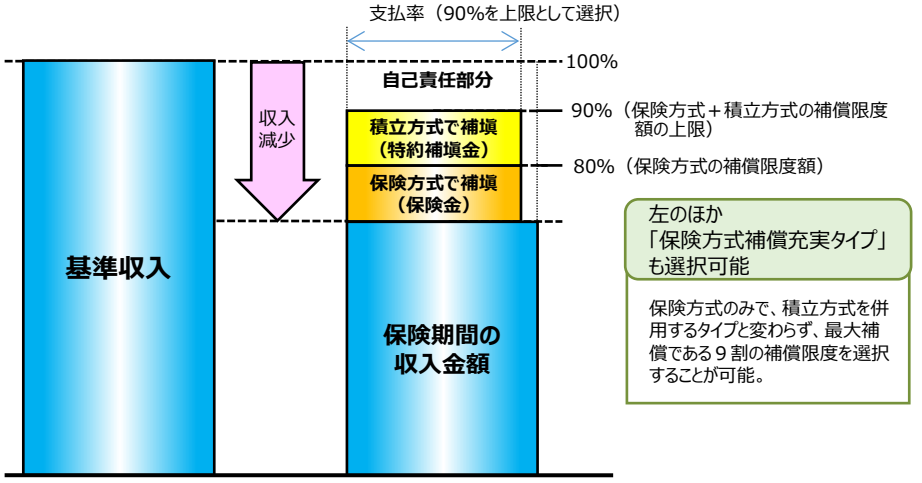
農業経営収入保険事業事務費負担金
全国農業共済組合連合会（全国連合会）が実施する収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）**の1/2以内を国が負担**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補塡する仕組みです。
具体的には、
① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
② 保険期間の収入が基準収入の９割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の９割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとならない積立方式（特約補塡金）」の組合せで補塡します。



○ 経営所得安定対策

令和９年度予算概算要求額（所要額）260,655百万円（前年度 246,235百万円）

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

１．畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）197,410百万円（前年度 192,413百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

２．米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

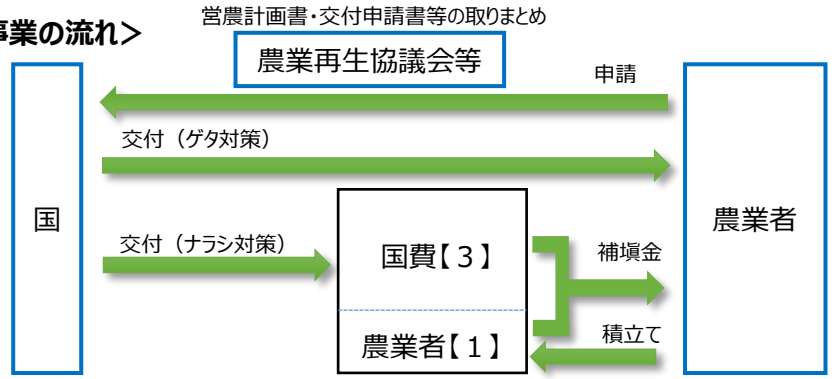
（所要額）52,067百万円（前年度 46,777百万円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和７年産収入額の合計が、過去の平均収入である**標準的収入額**を下回った場合に、**その差額の９割を農業者と国が１対３の割合で負担し、補塡**します。

３．経営所得安定対策等業務運営事業等　**11,178百万円**（前年度 7,046百万円）

農業再生協議会が行う交付申請の受付や要件確認など、**経営所得安定対策等の運営に必要な経費**を助成します。また、**水田政策の見直し**に伴う**システム改修**に加え、**人工衛星による作付確認**や**申請手続の電子化**など効率化の取組に助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

［交付単価］（令和8年産から適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

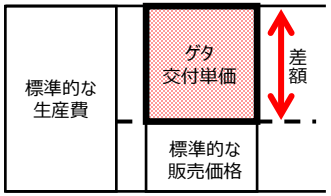
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,090円/1t	15,030円/1t
そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg

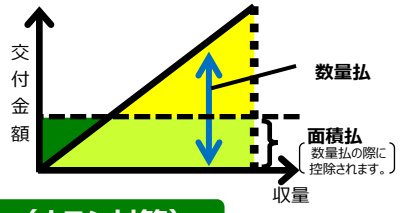
［面積払］当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

２万円/10ａ（そばについては、1.3万円/10ａ）

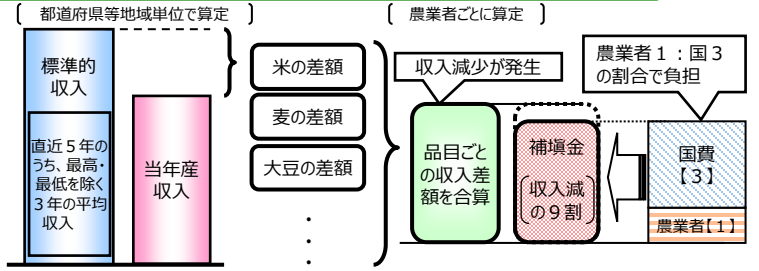
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



［お問い合わせ先］農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和９年度予算概算要求額　521（468）億円（所要額）】

○　農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補てんします。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※　集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

（2）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

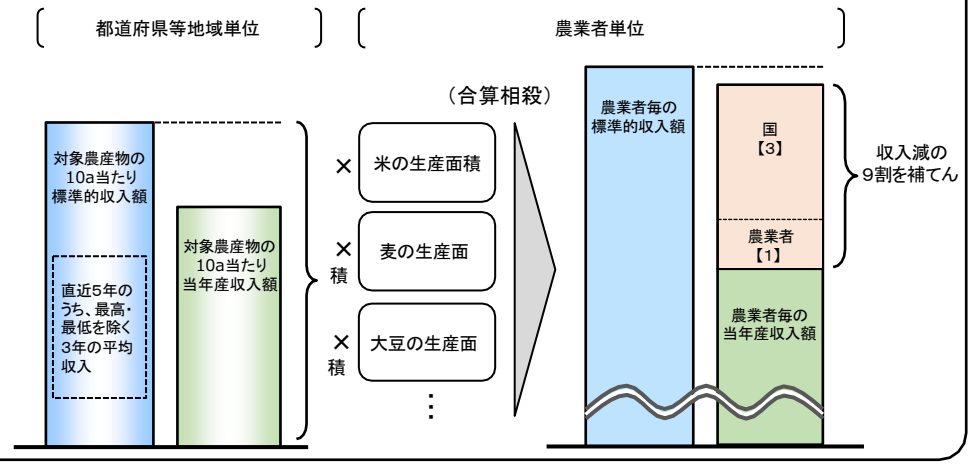
【10a当たり標準的収入額とは】
直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（3）ナラシ対策の仕組み

補てん額　＝（標準的収入額－当年産収入額）×０．９

○　補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
○　このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
○　補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（4）収入保険との関係

○　農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。